

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年10月25日(2018.10.25)

【公開番号】特開2016-147002(P2016-147002A)

【公開日】平成28年8月18日(2016.8.18)

【年通号数】公開・登録公報2016-049

【出願番号】特願2015-26387(P2015-26387)

【国際特許分類】

A 6 3 F	7/02	(2006.01)
F 2 1 S	2/00	(2016.01)
F 2 1 V	33/00	(2006.01)
F 2 1 W	131/40	(2006.01)
F 2 1 Y	115/10	(2016.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 0 4 D
F 2 1 S	2/00	4 4 1
F 2 1 S	2/00	4 3 6
F 2 1 V	33/00	
F 2 1 W	131:40	
F 2 1 Y	101:02	

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月12日(2018.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体を用いた遊技が行われることによって、所定の遊技利益を付与可能な遊技機において、

側方から光が入射されることによって所定の絵柄が表出する導光領域が面部に形成された導光板と、

前記導光板に光を入射可能な複数の発光部と、を備え、

前記導光板は、互いに異なる絵柄を表出することが可能な複数の導光領域を有し、

前記複数の導光領域のうちの所定の導光領域の絵柄が表出される光の入射態様と、他の導光領域の絵柄が表出される光の入射態様とが異なるように構成されてなることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

しかしながら、従来の導光板においては、光が入射されるか否かによって、その導光板の領域の全体に絵柄を表出させるか表出させないかだけであり、従来の導光板を用いた演出が行われるだけでは、その演出効果は限定的となり、遊技興味が高まらないおそれがあった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本願発明は、遊技媒体を用いた遊技が行われることによって、所定の遊技利益を付与可能な遊技機において、側方から光が入射されることによって所定の絵柄が表出する導光領域が面部に形成された導光板と、前記導光板に光を入射可能な複数の発光部と、を備え、前記導光板は、互いに異なる絵柄を表出することが可能な複数の導光領域を有し、前記複数の導光領域のうちの所定の導光領域の絵柄が表出される光の入射態様と、他の導光領域の絵柄が表出される光の入射態様とが異なるように構成されてなることを特徴とする。また、本発明に関連する関連発明として以下の構成を参考として開示する。遊技媒体を用いた遊技が行われることによって、所定の遊技利益を付与可能な遊技機において、側方から光が入射されることによって前面に所定の絵柄を表出させる導光板と、該導光板の側方に光を入射可能な入射手段と、を備え、前記導光板は、各々が絵柄を表出することが可能な複数の導光領域を有し、前記複数の導光領域のうち所定の導光領域に表出される絵柄を他の導光領域に表出される絵柄よりも鮮明とするように、前記導光板に対する光の入射態様を調整する入射態様調整手段を備えることを特徴とする。